

環境

INFORMATION ON ENVIRONMENT

インフォメーション

不法投棄は犯罪です

最近、市内の道路沿いにごみを大量に捨てられる事例が発見されました。不法投棄は法律で禁止されています。絶対にしてはいけません。

不法投棄者には：

5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられます。

土地を管理する皆さんは「注意ください」

投棄者が不明の場合は、土地の所有者、管理者の責任となります。定期的に見回ったり、柵、ロープ、看板を設置するなど、不法投棄を防止しましょう。

▼不法投棄の現場を見かけたら通報してください。

■大村警察署 ☎0110

廃パソコンはリサイクル

ご家庭で不要になったパソコンは、メーカーが回収しリサイクルします。各メーカーの受付窓口へご連絡ください。

※「PCリサイクルマーク」がついたパ



リサイクル

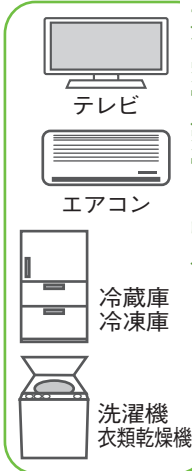
パソコンは、料金はかかりません。

※自作のパソコンなど回収メーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が有償で回収しリサイクルします。詳しくは、「パソコン3R推進協会」のホームページをご覧ください。

■環境保全課(内線143)

家電は適正に廃棄を

対象家電(家電4品目)



家電4品目の廃棄は、環境センターでは受け入れできません。家電販売店などに引き取りを依頼し、適正にリサイクルしましょう。

※違法な不用品回収業者による料金トラブルが全国的に発生しています。ご注意ください。

■環境保全課(内線143)

野焼きはやめましょう

野焼きは禁止されています。ドラム缶や、ブロック囲い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。
例外的に認められる場合

- 例外的に認められていますが、必要最小限にとどめ、風の向きや強さ、時間帯などに注意し、周囲に迷惑がからないように十分配慮してください。
- 災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの

日常生活でのたき火程度の軽微なもの

■環境保全課(内線143)

ノーマライカーエコドライブにご協力を

地球温暖化防止に取り組むため、「大村市ノーマライカー及びエコドライブ推進運動」を推進しています。

市では、この推進運動にご参加、ご登録いただける市内の事業所や団体を募集しています。

登録方法 届出書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、Eメールでご提出ください。

※実施要領や届出書は市ホームページから入手できます。

申込先 〒856-8686(住所不要) 環境保全課 ☎0404

☒ kankyoun@city.omura.lg.jp

6月は「環境月間」です

家族みんなで家の周りのそうじや、町内会などが呼びかけて公園や道路などの清掃をお願いします。



ご注意!

清掃の際は、車や有害な動植物には十分注意し、危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

空きかん回収キャンペーンを実施します

とき

6月8日(日) 午前7時30分～8時30分

※日時は、町内会などで設定して構いません。

中央会場

- ◎馬場先波止(馬場先波止)
- ◎森園公園(森園公園駐車場)
- ◎鹿ノ島入口(漁協松原支部前)

※()内は、集合場所。午前7時20分までにお集まりください。

■環境保全課(内線143)